

がん対策推進基本計画中間報告書の概要

1 趣旨・目的

がん対策推進基本計画は、平成19年度からの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるものである。

進捗状況を把握するため、がん対策推進協議会の意見を聴きながら、中間報告を行う。

2 全体目標に対する進捗状況等

- がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
 - 【目標】 10年で20%減
 - 【進捗】 3年で6%減
 - 【今後の課題等に係るがん対策推進協議会の意見】
 - ・将来的には、がん種別に、罹患率及び死亡率の減少と生存率の向上について、適切な目標を設定すべき
- すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
 - 【進捗】 厚生労働省研究班において把握方法検討中
 - 【今後の課題等に係るがん対策推進協議会の意見】
 - ・長期にわたり継続して治療を受ける患者の経済的負担の軽減

3 重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

例) 【目標】 すべてのがん拠点病院において放射線療法及び外来化学療法を実施 [5年以内]

【進捗】 すべてのがん拠点病院において放射線治療機器(リニアック)及び外来化学療法室を設置(平成22年4月時点)

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

例) 【目標】 すべてのがん診療に携わる医師が研修等により基本的な知識を習得 [10年以内(ただし、運用上は5年以内)]

【進捗】 11,254人の医師が研修修了(平成22年3月末時点)

(3) がん登録の推進

例) 【目標】 院内がん登録を実施している医療機関数の増加

【進捗】 377病院(平成22年4月時点)

4 分野別の個別目標に対する進捗状況とがん対策推進協議会の意見等

(1) がん医療

①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

- すべてのがん拠点病院において放射線療法等が実施できる体制が整備されたが、今後は、量的充足状況だけでなく、質的評価を検討する必要がある
- ドラッグ・ラグ全体ではやや改善を認めたものの、申請ラグの延長が認められ、更なるドラッグ・ラグ解消に向けた取組が期待

②緩和ケア

- 11,254名が緩和ケア研修会を受講
- 今後は、研修効果の評価を行うとともに、がんで苦しむ患者に寄り添うことのできる医療従事者を育成する研修会としていくべき

③在宅医療

- がん患者の在宅での死亡割合は、平成17年から平成20年にかけて、1.6%増加
- 次期基本計画策定に当たって、がんの在宅医療の質等を評価できる指標について再考すべき

④診療ガイドラインの作成

- ガイドラインの作成数は増加傾向だが、今後は、補助療法・副作用対策のガイドラインを策定すべき

(2) 医療機関の整備等

- がん拠点病院について整備目標数を達成
- 今後、がん拠点病院における医療の質の評価等が必要

(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供

- 相談支援センターについて整備目標数を達成
- 今後、質の評価や、生活や経済的負担等に関する相談体制整備が必要

(4) がん登録

- 院内がん登録については、がん拠点病院の増加に伴い、実施医療機関数は増加
- 今後、外部照会を含めた予後調査の実施体制を早急に構築するとともに、院内がん登録の施設別データを公開・活用すべき

(5) がんの予防

- 「未成年者の喫煙率を3年以内に0%とすること」という個別目標を達成できず禁煙対策の更なる推進が必要
- エビデンスに基づいたがんの予防法については、国として積極的に推進すべき

(6) がんの早期発見

- 検診受診率50%の目標については、これまでの対策のみで達成できるかどうか予断を許さない状況であるため、受診率向上をより強力に進めるために個人への受診勧奨システムの確立に取り組む等、関係者が一丸となって、一層の努力を図る必要がある

(7) がん研究

- 研究予算による支援が行われ、基礎研究を中心に優れた研究が推進されているが、その結果が、必ずしも新規がん医療の開発や革新的予防法の確立等につながらない
- 多彩ながん研究の分野に対応した研究の進展に関するわかりやすい評価指標を示すことが必要

5 終わりに

中間報告書において示された意見等については、今後基本計画の最終報告や次期基本計画を作成する際に検討する